

建設工事における社会保険未加入対策に関する説明会 Q&A

平成31年1月25日現在

長野県建設部建設政策課技術管理室

受注者からの質問・回答		
	質問	回答
1	請負代金内訳書は今まで省略していたが改めて提出する必要があるか。工事費内訳書と同じでもよいか。	約款第3条の改正により今後は請負代金内訳書は省略できなくなります。様式の指定はなく、内容は工事費内訳書と同じでもかまいません。
1-2	工事費内訳書の表紙をそのまま使用してもよいか	<p>表紙を、CSVファイルから県ホームページにある変換ソフトを利用してエクセルファイルとした工事費内訳書の表紙を請負代金内訳書の表紙とする場合は、下記のとおりとして下さい</p> <p>① 标题を「工事(業務)費内訳書」から「請負代金内訳書」に変更して下さい ② 工期欄を追加して下さい</p> <p>様式を県ホームページに掲載しましたので参考にして下さい</p> <p>長野県ホームページ&gt;社会基盤&gt;建設・建築・開発&gt;技術管理&gt;工事関係様式ダウンロード一覧 10請負代金内訳書</p>
2	法定福利費は、入札時に提出する工事費内訳書にも記載が必要か。落札決定後の内訳書のみでよいのか。	工事費内訳書には不要です。契約後提出する請負代金内訳書に記載して下さい。
3	下請要件付等、入札時等に下請からの見積書を徴する場合も、法定福利費の明示は必要となるのか。	明示していただくことが望ましいですが、今回の約款の改定では、落札決定後に提出する請負代金内訳書に法定福利費の明示を求めているのみで、落札決定前に提出する工事費内訳書等の書類に法定福利費を明示する必要はありません。
4	国交省では、概算の法定福利費を工事ごとに公表している。県でも同じようにできないか。	国交省での計算方法はそのまま県では利用できないため、当面、公表は考えていません。
5	法定福利費算出のための率を示して欲しい。契約後5日以内にすべての下請の見積もりをそろえて、請負代金内訳書を提出するのは困難である。	・率の設定は難しいと考えています。本来は、自社の法定福利費と、下請の見積もりによる法定福利費を足し合わせたものを記載するのが望ましいと考えますが、難しい場合は国土交通省ホームページに記載されている算出方法等を参考として下さい。
6	一次下請が複数ある場合に、下請ごとに記載する必要があるか、合計でよいのか。	合計額を記載してください。
7	法定福利費の算出根拠も提出しないといけないのか。契約後下請から提出される見積りに法定福利費は計上されているが、5日以内に積み上げるのは困難である。	算出根拠の提出は不要です。

8	建築工事では、公表している見積書に法定福利費が明示されている場合がある。明示されていない土工事等についても、積算には含まれていると理解してよいのか。	土木工事では、事業主が負担する法定福利費は、現場管理費に含まれています。
9	下請が変更になった場合に請負代金内訳書の再提出が必要か。また、変更契約時には必要となるか。	不要です。当初契約時のみ必要となります。
10	法定福利費の記載の範囲は、元請、下請のいずれまで含むのか。	元請・下請問わず、当該工事の現場労働者に関する法定福利費の合計を計上してください。
11	法定福利費は、下請がない場合も同様に記載するのか	下請がない場合も自社の法定福利費を記載してください。
12	社会保険加入の確認の対象は一次下請けのうち、建設業許可を有するもののみでよいのか。	建設業許可を有する一次下請けのみです。
13	交通誘導員は今回の確認措置の対象になるか	建設業許可を有する企業が対象となります※。 ※9月14日(金)安曇野庁舎での説明会において、交通誘導員は今回の措置の対象となると回答しましたが、上記回答のとおり訂正します。
14	特別な事情の有無についてはどのように判断するのか	災害時の応急工事など緊急な対応が必要な工事や、特殊な技術・機器・設備等が必要な工事でそうした技術を有する業者と契約しなければ契約の目的を達することが出来ない場合、あるいは経営状況が厳しく直ちには加入が出来ない場合などが考えられますが、「特別な事情」に該当するか否かは個々の事案についてその内容や背景を十分確認した上で個別に判断することになります。
15	納付書等の証明資料の提出は必要か。	監督員が施工体制台帳で確認することとしており、基本的には不要です。確認する必要が生じた場合は、提示していただくこととなります。
16	今回の措置は建設業許可業者のみということだが、許可を有しない業者は確認しなくてよいのか。	建設業許可を有しない業者が未加入でよいということではありませんが、今回の措置においては対象外です。
17	法人又は従業員5人以上の個人事業主で、健康保険について、適用除外承認を受けて建設国保に加入し、厚生年金保険に加入している事業所の場合、適用除外誓約書の提出は必要か？	施工体制台帳で、建設国保等への加入が確認できれば、適用除外誓約書の提出は不要です。
18	今回の契約約款の改正は、市町村や公社・公団にも及ぶのか。	県が改正することは通知しましたが、約款の適用は各自治体・団体ごとなので、県と併せて改定するかはそれぞれの判断によります。

## 発注者からの質問・回答

1	請負代金内訳書に受注者の押印は必要か。	<p>押印のうえ提出してください。請負代金内訳書の様式（表紙）は、長野県ホームページに掲載されているものを参考としてください。</p> <p>長野県ホームページ&gt;社会基盤&gt;建設・建築・開発&gt;技術管理&gt;工事関係様式ダウンロード一覧 10請負代金内訳書</p> <p>アドレス： <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/gjukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/gjukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html</a></p> <p>平成31年1月25日 様式を一部変更しました。</p>
2	請負代金内訳書に記載された法定福利費の妥当性はどのように判断するのか。	監督員等が行う、施工体制台帳による加入の確認と同様で、根拠は求めません。
3	特別な事情を有し、次回加入を確約して下請を認める場合の例示として、災害復旧工事が挙げられているが、一回限りの承認とする扱いは厳しくないか。	災害復旧等、緊急対応が必要な工事についても1回限りの承認とし、次回の下請契約は認めない扱いは変わりません。社会保険未加入業者を無くすのが今回の社会保険未加入対策の趣旨であるためご理解いただきたいと思ひます。